

平成 25 年 11 月 8 日
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 市
 南 相 馬 市
 双 葉 町
 浪 江 町
 飯 館 村
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《南相馬市-双葉町、浪江町、飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 25 年 10 月 24 日時点）＞

- ・南相馬市において、原町区大木戸字八方内に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 1,600 人が生活。
- ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 900 人、飯館村が約 300 人、双葉町が約 100 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
浪江町	原町区大木戸(八方内)	70
計		70

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)の状況】

市町村	入居戸数	市町村	入居戸数
田村市	1	浪江町	501
南相馬市	-※	檜葉町	8
いわき市	2	広野町	3
川俣町	1	葛尾村	3
飯館村	157	川内村	7
大熊町	80	双葉町	69
富岡町	60	計	892

※上記のほか、南相馬市においては市内での避難者がいる。(小高区から鹿島区へ など)

＜公共施設等の受入れ＞

- ・南相馬市内には、浪江町が市内原町区青葉町に南相馬出張所を設置。また、双葉町が市内原町区青葉町に南相馬連絡所を設置。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・南相馬市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき 927 戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。
- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市（平成 28 年 1 月閉所）及びいわき市（平成 28 年 12 月閉所）に設置。

【復興公営住宅の整備】

所在地	整備 主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数					
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	飯舘村	南相馬市
南相馬市原町区北原 （北原団地）	県	264 戸	集合住宅	H28.9.16				264		
南 相 馬 市 原 町 区 上 町 （上町団地）	県	182 戸	集合住宅	H28.12.15			42	56	52	32
南相馬市原町区辻内 （牛越団地）	県	60 戸	集合住宅	H29.3.15				60		
		116 戸	集合住宅	H29.8.1				116		
南相馬市原町区南町 （南町団地）	県	255 戸	集合住宅	H28.12.1				150		90
					15					
南相馬市鹿島区西町 （西町団地）	県	50 戸	戸建住宅	H28.11.16	50					
合計		927 戸								

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りを基本とし、現に避難指示を受けている居住制限者のみを対象とした募集を複数回実施してもなお空き住戸があることから、避難指示が解除された区域の方（旧居住制限者）も募集対象に加えることが、平成 29 年 8 月に開催された「新生ふくしま復興推進本部会議」において決定。これに伴い、平成 29 年 11 月定期募集から、相双地区の団地において旧居住制限者も対象に加え募集。
- ・すべての棟の 1 階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(65 歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。

- ・子育て等世帯（募集開始日現在 18 歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を 5 割増しに設定。

（２）関連基盤

＜医療機関、介護サービス＞

- ・南相馬市内の医療機関及び介護サービスについては、従事者の避難により人手不足の状態が続いている。県営住宅の整備に伴いこれらのサービスの需要増加が見込まれる場合は支援措置を講じる必要があり、引き続き、医療・介護の現場の状況を把握。

＜道路事業＞

- ・上町の復興公営住宅整備に伴い、入居者及び周辺居住者の安全確保のため、復興公営住宅構内道路から接続する環状一号線の道路拡幅等を実施。

＜避難者支援事業等＞

- ・北原の復興公営住宅整備に伴い、公園等の整備を実施。

（３）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜募集方法について＞

- ・復興公営住宅において、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
南相馬市原町区北原(北原団地)	H28.9. ～
南相馬市原町区上町(上町団地)	H28.12～
南相馬市原町区辻内(牛越団地)	H29.3～
南相馬市原町区南町(南町団地)	H28.12～
南相馬市鹿島区西町(西町団地)	H28.1～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	7 名	14 名	18 名

※南相馬市は南相馬拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

（１）届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係

る通知を発出。

- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、双葉町、飯舘村は平成 25 年 2 月から、浪江町においては平成 25 年 3 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

（２）避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。